

特定健診・特定保健指導の請求等に関する取扱いについて

1 請求方法について

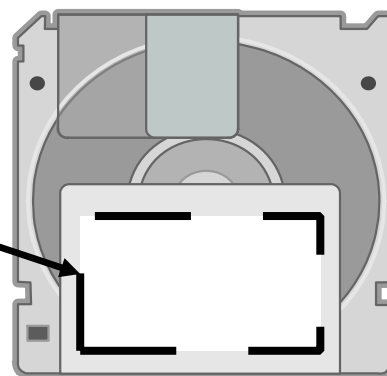
① 電子媒体（MO、CD-R、FD）の場合

- ※1 データ形式については XML 形式（国が定める電子的管理のためのファイル仕様）で作成されていること。
- ※2 提出の際には、暗号化処理が行われていること。（暗号化ソフトについては支払基金から送付されるソフトをご使用ください。）
- ※3 請求の際には、『特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書』を添付のうえ、提出又は郵送（書留等）で提出願います。
- ※4 提出された電子媒体については返却いたしません。
- ※5 受付後、受領した件数については、『データ受領書』を請求月の 10 日頃に送付いたします。
- ※6 受付ができなかったデータ（データの形式不備等）については、『受付エラー連絡書』を請求月の 10 日頃に送付いたします。

【電子媒体の表記について】

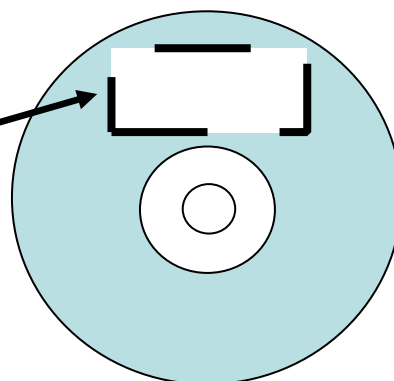
1. FD・MOの場合

提出先	福井県国保連合会
健診等機関名	〇〇〇病院
健診等機関コード(10桁)	
提出年月日	年 月 日



2. CD-Rの場合

提出先	福井県国保連合会
健診等機関名	〇〇〇病院
健診等機関コード(10桁)	
提出年月日	年 月 日



- ※ レーベル面にシール等は使用せず、マジックペン等により直接記入ください。

② オンラインの場合

※1 データ形式については XML 形式（国が定める電子的管理のためのファイル仕様）で作成されていること。

※2 受付後、受領した件数については、『データ受領書』を随時送信します。（オンライン画面にて確認）。

※3 受付ができなかったデータ（データの形式不備等）については、『受付エラー連絡書』を随時送信します。（オンラインにて確認）。

2 請求データの入力に関する取扱いについて

※1 保険者番号（8桁）の設定について

(1) 国民健康保険の保険者番号 0018XXXX

(2) 退職者医療制度の保険者番号 0018XXXX

※法別番号67を00にて登録ください。

(3) 後期高齢者医療制度の保険者番号 3918XXXX

※2 被保険者証の記号について

(1) 被保険者証の記号（例：井○）の登録は不要です。

※3 代行機関番号について

「送付先機関」に設定する連合会用の番号は『91899021』となります。

※他県の被保険者分の請求についても、上記の番号を設定してください。

※4 生活機能評価の取扱いについて

生活機能チェックを実施した場合は、「生活機能評価の結果1」を、生活機能検査を実施した場合は、「生活機能評価の結果2」を必ず記録してください。

なお、決済情報において「他の健診による負担金額」は0円で設定してください。（生活機能評価で負担する金額の記録は不要です）

3 提出期限について

毎月5日締め ※土日、祝祭日の場合は直後の平日までに提出又は郵送（書留等）で提出願います。

① 電子媒体の場合

6月受診分 ⇒ 7月1日～7日までに請求

7月受診分 ⇒ 8月1日～5日までに請求

※ 月遅れ分については当月請求分とまとめて請求してください。

※ 受付期間中で土日、祝祭日にかかる場合、当連合会窓口での受付は行っておりませんのでご注意ください。

② オンラインの場合（レプトンオンライン請求システムのネットワーク

（IP - VPN、ISDN）及び専用認証局を利用）

⇒ 随時受付が可能（前月6日～当月5日）

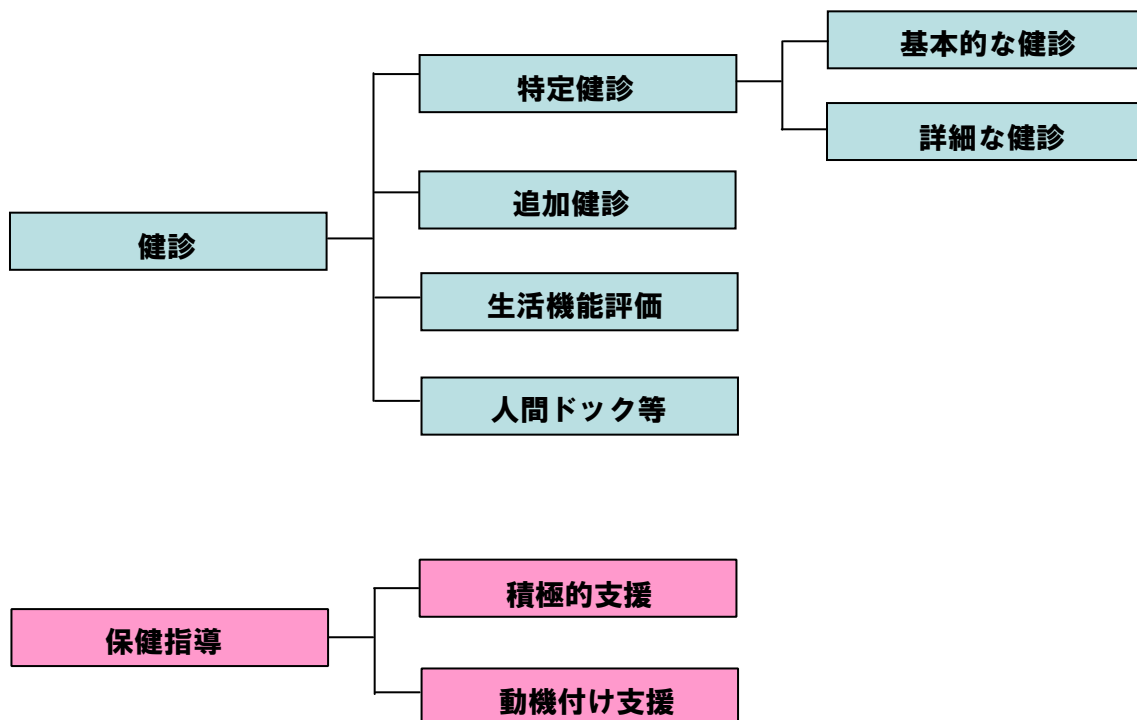
※ 請求月に1日～5日までの受診分（例 7月5日までに6月受診分と7月1日～5日受診分）をあわせて請求することはできませんのでご注意ください。

4 受付時間について

⇒ 磁気媒体受付時間（平日8時半～17時）

⇒ オンライン受付時間（平日9時～21時）

5 国保連合会が取り扱う特定健診・保健指導にかかる請求対象の範囲について



【健診にかかる請求区分コード】

請求区分コード	内容
1	基本的な健診
2	基本的な健診＋詳細な健診
3	基本的な健診＋追加健診項目
4	基本的な健診＋詳細な健診＋追加健診項目
5	人間ドック

※生活機能評価については、追加健診の取扱いとなります。

6 支払日について

毎月 26 日に指定口座に支払（土日、祝祭日の場合は直後の平日）

（例）7 月請求分は 8 月 26 日支払

- ※1 振込口座については、『特定健診等にかかる請求及び受領に関する届』にて記載された指定口座に支払われます。
- ※2 正当となった当月処理分請求額を基に、返戻分、過誤調整分を相殺して支払われます。
- ※3 毎月中旬頃に国保連合会から健診等機関へ支払額通知書等を送付します。
（例）7 月請求分 ⇒ 8 月中旬頃

7 過誤申立てについて

請求実績の取り下げを行う場合は、被保険者の所在する医療保険者に取り下げ依頼を行ってください。なお、正常に受理された過誤調整の結果については、月中旬頃に支払通知書とあわせて送付されますので、次回の請求とあわせてご請求ください。

※ 請求において特定健診および付加健診等の請求を併せて行っている場合は、どちらか一方のみを取り下げることができません。

8 関係様式について

- ① 特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書（Excel）
（磁気媒体での請求の際に提出する送付書）
- ② 特定健診・特定保健指導データ受領書（PDF）
（請求した健診等データの受領された件数を確認する帳票）
- ③ 特定健診・特定保健指導受付エラー連絡書（PDF）
（請求した健診等データのエラー件数や内容を確認する帳票）
- ④ 支払通知書・支払額内訳書（PDF）
（支払内容を通知する帳票）
- ⑤ 返戻一覧表（PDF）
（点検の結果返戻扱いとなった内容を通知する帳票）
- ⑥ 過誤調整結果通知書（PDF）
（過誤調整依頼による調整結果を通知する帳票）
- ⑦ 特定健診等にかかる請求及び受領に関する届（Excel）

9 問合せについて

<担当>

保険者支援課 共同事業グループ 0776-57-1612

E-mail kyoudou-g@fukui.kokuhoren.jp